株式会社 UL Japan 事業所案内

japan.UL.com

本社〒516-0021三重県伊勢市朝熊町4383-326東京本社〒100-0005東京都千代田区丸の内1-8-3カの内トラストタワー本館6階

丸の内トラストタワー本館6階 T: 03-5293-6000(代表) F: 03-5293-6001

問い合わせ先

コンシューマー機器事業部

E-mail: CTECH.Marketing.GA@ul.com

本社安全試験所 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町3600-18

本社EMC試験所 〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町4383-326

グローバルマーケットアクセス T: 0596-24-8116 F: 0596-24-8095

湘南EMC試験所 〒259-1220 神奈川県平塚市めぐみが丘1-22-3

鹿島EMC試験所 〒289-0341 千葉県香取市虫幡1614

T: 0478-88-6500 F: 0478-82-3373
オートモーティブテク/ロジー 〒470-0217 愛知県みよし市根浦町1-3-19
センター (ATC) T: 0561-36-6120 F: 0561-36-6820

UL Solutions の名称、UL Solutions のロゴ、UL Solutions の認証マークは、UL LLC の商標です。⑥ 2023 その他のマークの権利は、それぞれのマークの所有者に帰属しています。 本内容は一般的な情報を提供するもので、法的並びに専門的助言を与えることを意図したものではありません。 内容の正確性に関して十分留意し確認をしておりますが、これらの情報により生じたいかなる損害に関しても、弊社は一切責任を負いません。 規制や規格、認証制度の最新情報に関してはお問合せ下さい。



japan.UL.com

© 2023 UL LLC. All rights reserved.

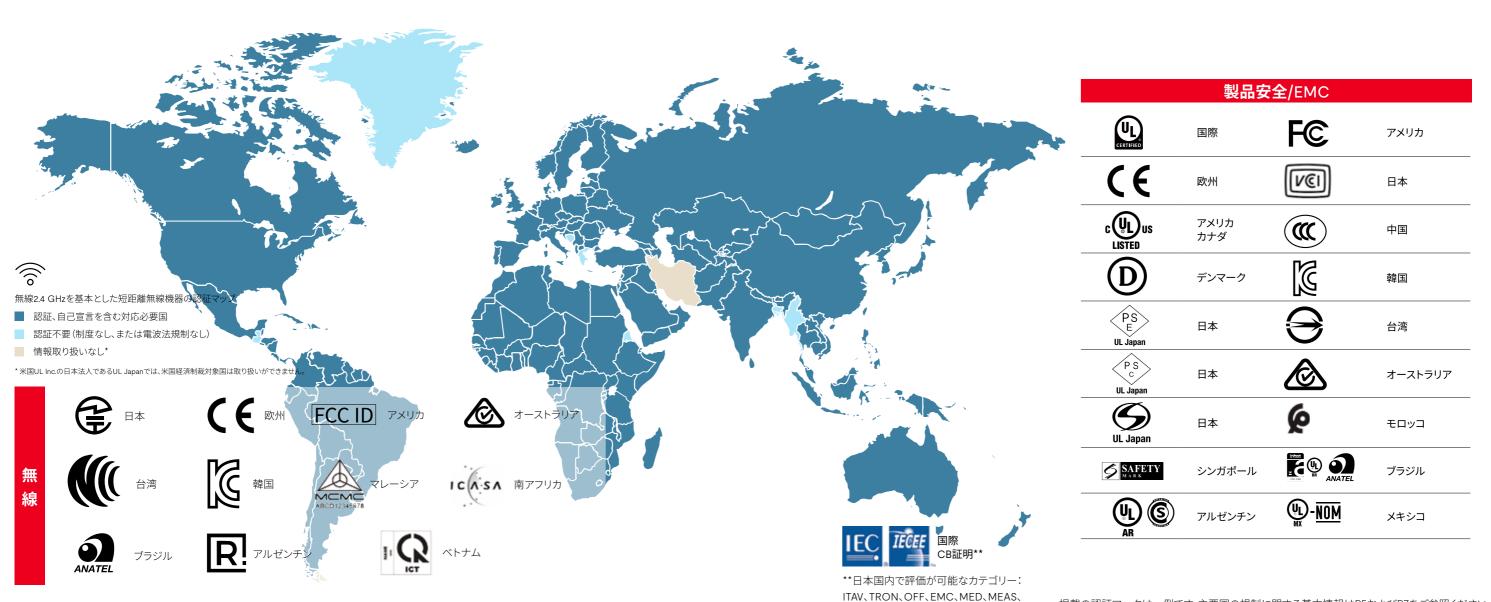


Global Market Access

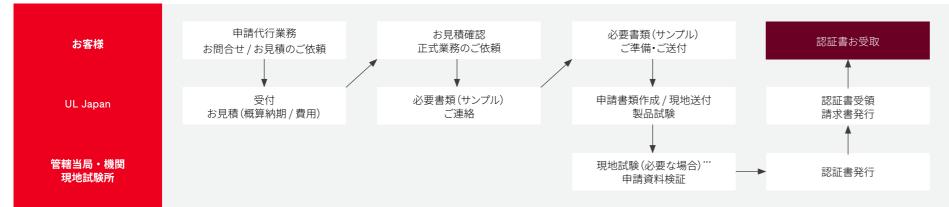
製品を世界の市場に出荷するにあたっては、各国/地域で適用される規制や要求事項を把握し、遵守することが必要で す。しかし、電気/電子機器の急激な技術革新や、各国の制度変更に伴い、市場参入時に課せられる規制や規格、認証 制度もまた常に変化し続けています。

世界へのとびらを開く

UL Solutions では、無線、EMC (電磁環境両立性)、製品安全を網羅した各国認証取得サービスを通じて、お客様が どこに進出を計画されていようとも、それらの国 / 地域に必要な試験と認証をワンストップで提供し、製品の世界展開 にかかる時間とコストと労力の削減を支援いたします。



各国認証取得までのプロセス



無線:米国 (FCC) 及び欧州 (RE 指令)

• 安全: CB レポート、IEC/EN レポート

MISC, BATT, PV, LITE, HOUS

• EMC:CB レポート、EN, CNS レポート などに基づく試験レポートを受け入れる 国は、現地試験が不要になる場合があり ます。

認証取得・情報入手までの期間は対象国、 製品により異なります。

申請資料

各国の認証申請に必要な書類は国によって異なりますが、 一般的には次のような資料が必要となります。基本的にはす べて英文の資料が必要です。

- 申請書
 - 宣言書(委任状など)
- 製品仕様書
- ブロック図
- パーツリスト、コンポーネン 回路図 トの配置図(内部写真) • アンテナ仕様書 (無線機器
 - のみ) • 取扱説明書

掲載の認証マークは一例です。主要国の規制に関する基本情報はP5およびP7をご参照ください。

ラベル図

製品写真 など

世界各国電波法申請代行

無線機器を海外へ出荷するためには、出荷先国の電波法の要求事項を満たす必要があります。

各国の電波法認証制度は、国ごとに規制内容や申請手順が異なり、必要に応じて随時変更が行われています。ほぼすべての国が電波法に対して強制認証制度をとっており、日本では微弱無線機器として扱われている認証不要の機器も、多くの国では認証が必要となります。

UL Japan は年間5000件の申請・調査実績に基づき、約200か国/地域の電波法規制情報を保有しています。電波法に関する最新情報の確認、ラベル・マニュアル表記要件のご案内から、複数国の一括認証取得まで、お客様のニーズに的確かつ迅速に対応いたします。



UL Japan は、JAB (公益財団法人 日本適合性認定協会)、およびA2LA (米国試験所認定協会)に基づく認定試験所であり、北米 / 欧州をはじめとする多くの国々で、UL Japanの試験データが受入れられています。また、世界各国電波法申請代行サービスに加え、下記のサービスも提供しています。

日本国内電波法認証

日本国内で販売・使用する無線機能搭載の製品 (無線設備)は、日本電波法に適合することが要求されます。UL Japan は日本電波法に基づく「登録証明機関」として登録されており、無線設備(免許不要局の特定無線設備、包括免許局及びその他無線局)の技術基準適合証明・工事設計認証に関して、試験実施から認証までワンストップで対応可能です。

日本国内電気通信事業法

日本国内で電話機やFAX、モデム、携帯通信機器 などの端末機器を電気通信事業者のネットワーク

(電気通信回線設備)に接続し使用する場合、電気通信事業法に基づく技術基準に適合することが求められます。UL Japanは電気通信事業法に基づく「登録認定機関」として登録されており、端末機器の技術基準適合認定に関する規則第4条第1号(通話の用に供する端末機器)及び第2号(前号以外の端末機器)の技術基準適合認定・設計認証を網羅したトータルサービスを提供しています。

電波法各国規制情報提供•調査業務

電波法の規制内容及び要求事項は国によって異なり、また随時規制変更が行われています。タイムリーかつ正確に電波法規制情報を入手するためには、多くの時間と労力を要します。UL Japan では電波法申請に必要な各国電波法基本要件の一覧や、最新の各国規制動向の配信などを含めた情報提供と個別の規制調査業務を承っております。

欧州RE指令適合性評価/証明



欧州での無線機器の出荷販売には、製品がRE 指令に適合している旨を自己宣言または適合証明書を取 得する必要があります。UL JapanはRE指令のNotified Body (NB) として登録されているため、EU型式調査

(EU-type examination)による適合性評価の実施、および適合証明書を発行することが可能です。自己宣言 / 適合証明書取得に必要な試験・Technical Documentation (TD)の作成を含めた包括的サービスで欧州出荷をサポートしています。

米国FCC / カナダISEDのTCB / FCB認可

無線機器をアメリカ・カナダへ出荷する場合、米国FCCまたはカナダISEDより認可を取得する必要があります。 UL Solutions は、FCCに代わり通信機器の適合性認可を発行できるTelecommunications Certification Body (TCB)として認定されており、試験の実施及び認可発行を日本国内で完了できるため、短納期で米国FCC / カナダISEDの認可取得が可能です。

世界各国無線規制に関するセミナー

お客様のご要望に応じて、北米/欧州をはじめ各国で異なる規制や申請手順、お客様の該当製品の試験要求概要に関する個別セミナーを行っております。これまでの申請実績から、各国における申請時の要注意点なども含めて解説いたします。詳細はお問合せください。







各認定機関のロゴに規定されている認定範囲はそれぞれ異なります。 詳細は次のウェブサイトを参照してください。

http://japan.ul.com/resources/emc_accredited/

全ての試験が、リストされている認定それぞれによりカバーされているわけではありません。UL Solutions が提供するすべての校正サービスがA2LAの認定範囲に含まれているわけではありません。認定範囲は次のウェブサムとも発唱してくなさい。

http://japan.ul.com/resources/emc_accredited

主要各国の電波法規制基本情報(一部抜粋)

[国 (地域)	認証(申請) 要否	管轄当局・機関 または規格(指令)	現地代表者 要否	表記要件 有無	現地試験 要否	申請期間 (申請開始~認証取得)	認証書 有効期限	備考
	J + EFTA 加盟国	自己宣言	RE 指令 (Radio Equipment Directive)	否	有	UL Japan 試験可	試験完了後 •TD 作成:1週間 •EU 型式証明:1週間	無 (規格更 新は必 要)	
	UKCA	要	BEIS (Department for Business, Energy and Industrial Strategy)	否	有	EN レポート 流用可	3週間前後	有	
	アメリカ	要	FCC (Federal Communications Commission)	否	有	UL Japan 試験可	試験完了後1週間前後	無	
ア	ラブ首長国 連邦	要%	TRA (Telecommunications Regulatory Authority)	否	有	EN レポート 流用可	5週間前後	有	※ Registration Certificate (製造者登録)を未取得 の申請者(製造者)は、 認証申請時に製造者登 録を行う必要がある。
ア	ルゼンチン	要	ENACOM (Ente Nacional de Comunicaciones)	要 (当局への登録要)	有	要	11 週間前後	有	
1	′スラエル	要	MoC (Ministry of Communications)	要	有	EN レポート 流用可	8 週間前後	有	
イ:	ンドネシア	要	SDPPI (Direktorat Jenderal Sumber Daya Dan Perangkat Pos Dan Informatika)	要 (当局への登録要)	有	要	4 週間前後※	有	※海外認定 Lab (弊社含) 発行のレポート使用の場 合。現地試験の場合の申 請期間は 12 週間前後。
オー	-ストラリア	自己宣言	ACMA (Australian Communications and Media Authority)	要 (当局への登録要)	有	UL Japan 試験可	2 週間前後	無	
	カナダ	要	ISED (Innovation, Science and Economic Development Canada)	要 (当局への登録要)	有	UL Japan 試験可	試験完了後1.5週間前後	無	
	韓国	要	KCC (Korea Communications Commission Republic of Korea)	否	有	要	6 週間前後	無	申請者(製造者)情報は 当局への登録が必要
Ó	" ウェート	要	CITRA (Communication and Information Technology Regulatory Authority)	否	無	EN レポート 流用可	10 週間前後	有	
	台湾	要	NCC (National Communications Commission)	要	有	要	8週間前後	無	
	中国	要※	SRRC (State Radio Regulatory Commission)	要 (当局への登録要)	有	要	12 週間前後	有	※一部免除機器有り
	日本	要	MIC (Ministry of Internal Affairs and Communications)	否	有	UL Japan 試験可	試験完了後1週間前後	無	
=	ユージー ランド	自己宣言	MBIE (Ministry of Business Innovation and Employment)	要 (当局への登録要)	有	UL Japan 試験可	2 週間前後	無	
-	ブラジル	要	ANATEL (Agencia National de Telecomunicacoes)	要 (当局への登録要)	有	要	15 週間前後	有	
南	アフリカ	要	ICASA (Independent Communications Authority of South Africa)	要 (当局への登録要)	有	EN レポート 流用可	5 週間前後	無	

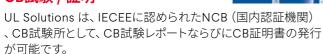
- ・ 上記は 2023年1月現在の短距離無線機器に関する各国電波法の調査・申請実績に基づいております。
- ・記載の申請期間は通常申請時の期間です。搭載される無線技術により、期間は異なります。
- ・ EN / FCC レポート流用可: RE 指令もしくはFCC に基づく試験レポートなどで認証取得が可能です。
- ・現地代表者を置かれていない場合、現地代表者代行サービスを紹介できる場合があります。個別にお問合せください。
- 有効期限が「無」となっている認証についても、製品の変更や適用規格の期限切れ等によって、変更や更新が必要となる場合があります。



試験/評価

- 構造評価:規定要求事項に照らし合わせて、製品の事前構造 評価を行い、本試験を受ける準備が整っているか確認します。
- ・安全試験: UL規格、IEC規格、EN規格、国家規格に準じた試験
- EMC (電磁環境両立性) / EMF (電磁場) の評価
- レポート作成:依頼試験やCB証明用のレポート、CEマーキングのTechnical Documentationなど、お客様のニーズに即したレポート・文書を作成します。

CB試験/証明



CB証明書を利用することにより、ULグループとして認証できる UL/cULマーク、UL-GSマーク、Dマーク、Sマークに加え、CEマーキング用のレポートとして活用したり、各国デビエーションを 追加することによって、CCCマークなどのCBスキーム加盟国の 第三者認証マークを最小限の確認試験のみで取得することができるようになります。日本国内の体制は下表の通りです。

NCB / CB 試験所としての国内体制

I	NCB	CB 試験所	カテゴリー						
	UL (US)	本社試験所	MED (医療機器) MEAS (測定機器) PV (太陽光発電) MISC (その他) *						
	UL (Demko)	本社試験所	BATT (バッテリー) LITE (照明機器)						
		本社試験所	ITAV (AV / ICT機器) TRON (AV 機器) OFF (IT 機器)						
	UL (JP)		HOUS 家庭用及び類似用途の電気機器						
		本社EMC 試験所	EMC (電磁環境両立性)						

証明書/認証マークの発行

UL Solutions は、多くの国で認証 / 証明書発行機関として認められています。

例:C-ULマーク (カナダ)、Dマーク (デンマーク)、電安法 PSEマーク (日本)、<math>PSCマーク (日本)、Sマーク (日本)、 UL-EUマーク (欧州)、<math>GSマーク (ドイツ/欧州)、Sマーク (アルゼンチン)、INMETROマーク (ブラジル)、NOMマーク (メキシコ)、オーストラリア / ニュージーランド安全認証、Safetyマーク (シンガポール)、CB証明 / レポート

認証サポート

上記のUL Solutions が発行可能な認証・マーク以外に関しても、認証取得計画を策定の上、必要なフォームの記入、サンプル手配の調整、必要とされる通貨での申請料金の支払い手続き、認証取得に必要な文書の作成・整備、当該認証機関との連絡などを行い、認証マークや証明書の取得を実現します。

例:CCCマーク (中国)、KCマーク (韓国)、BSMIマーク (台湾)、EACマーク (ベラルーシ・カザフスタン・アルメニア・ キルギス)

製品安全 / EMC各国規制情報提供·調査業務

各国の認証取得を進める上で、規制情報の入手と整理が不可欠となります。UL Japanでは、製品安全・EMC・エネルギー効率に関する、世界各国/地域の規制情報を提供しております。情報整理に最適な規制情報の一覧表や、規制の最新動向の月次レポートをご利用可能で、調査業務も承ります。













横輪 EMC 試験所

主要各国の製品安全 / EMC 規制基本情報 (一部抜粋)

国 (地域)	強制 / 任意	制度・ジマーク名称	現地代表者 要否	表記要件 有無	適合 要求	現地試験 要否	初回工場検査 有無	申請期間(申請開始~認証 取得、初回工場検査除く)	認証書 有効期限	備考
EU + EFTA 加盟国	強制	CE	任意	有	安全+ EMC	UL Japan 試験可 (CB / EMC レポート受 入可)	無	(自己宣言)	無	
アメリカ	任意	UL	否	有	安全	UL Japan 試験可 (CB レポート受入可)	有	4週間前後	無	
アメリカ	強制	FCC	要	有	EMC	UL Japan 試験可	無	(自己宣言)**	無	※自己宣言または認証を選択可能。認証の場合試験完了後1週間前後
アルゼンチン	強制	Argentina S	要	有	安全	CB レポート 流用可	有*	2週間前後	無	※UL Solutions が1年以内に行った CIG023 工場検査レポートを お持ちの場合は不要
イスラエル	強制	SII	否	否	安全+ EMC	CB / EMC レポート流用可	無	6週間前後	無	
インド	強制	CRS	要	有	安全	要	無	8 週間前後※	有	※期間は流動的なため、個 別にお問い合わせください。
オーストラリア・ ニュージーランド	強制	UL NZ CoA	要	無*	安全	CB レポート 流用可	無	2週間前後	有	※品目や認証機関により 必要な場合も有
オーストラリア・ ニュージーランド	強制	RCM	要	有	安全+ EMC ^{**}	EMC レポート 流用可	無	(自己宣言 + WEB 登録)	無	※上記 UL NZ CoA + EMC 自己宣言をもとに当局へ登 録後、RCM マーク表示
カナダ	強制	cUL	否	有	安全	UL Japan 試験可 (CB レポート受入可)	有	4週間前後	無	
カナダ	強制	ISED	否	有	EMC	UL Japan 試験可	無	(自己宣言)	無	
韓国	強制	KC Safety	要	有	安全	CB レポート 流用可*	有 (安全認証 品目のみ)	6週間前後	無	※ KTC と契約済の NCB 発行 の CB レポートの場合
韓国	強制	KC EMC *	否	有	EMC	要	無	4週間前後	無	※無線機器の場合は、電波 法認証に含めて取得
シンガポール	強制	Spring Safety	要	有	安全	CB レポート 流用可	無	3週間前後	有	
タイ	強制	TISI	要	有	安全+ EMC	要	有*	18 週間前後	無	
台湾	強制	BSMI	要	有	安全+ EMC	CB / EMC レポート流用可*	有 (一部のIT機器 は無)	10 週間前後	有	※一部の IT 機器のみ。 CB は 認定ラボで書き換え。 EMI は 台湾専用 CNS レポートが必要
中国	強制	CCC	否	有	安全+ EMC	要	有	8 週間前後	有	
日本	強制	PSE	要	有	安全+ EMC	UL Japan 試験可 (CB レポート受入可)	有	4 週間前後	有	
ブラジル	任意※	INMETRO	否	有	安全*	CB レポート 流用可	有	4週間前後	有	※政府調達用 IT 機器のみ 強制となり、かつ安全+EMC +エネルギー効率の要 求有
南アフリカ	強制	NRCS LoA	要	否	安全	CB レポート 流用可	無	6 ヵ月前後※	有	※期間は流動的なため、個別にお 問い合わせください
南アフリカ	強制	SABS CoC	否	否	EMC	UL Japan 試験可	無	12 週間前後	有	
メキシコ	強制	NOM	要	有	安全	UL Japan で NOM レポート 作成可	無	6週間前後	有	
メキシコ	強制	UL MX CoC*	否	有	安全	UL 認可で 発行可	無	1週間前後	無	※ UL MX CoC は一部の品 目のみ可能

- 上記は、2023年1月現在のIT / AV 機器に関する各国製品安全 / EMC 規制の調査・申請実績に基づいています。
- ・記載の申請期間は通常申請時の期間です。製品や工場の認可状況により、期間は異なります。ご要望に応じて現地と交渉いたします。 また、現地試験の場合は、サンプル輸送期間は上記に含みません。
- ・CBレポート流用可:UL Japan(又はグループ会社)発行のIECEEのCBスキームに基づくCB証明書 / レポートで認証取得が可能です。
- EMC レポート流用可: UL Japan 発行のEMC レポートで認証取得が可能です。
- 現地代表者を置かれていない場合、現地代表者代行サービスを紹介できる場合があります。個別にお問合せください。
- 有効期限が「無」となっている認証についても、製品の変更や適用規格の期限切れ等によって、変更や更新が必要となる場合があります。